

長野県子どもの自殺対策プロジェクトチーム開催要綱

(目的)

第1条 次代を担う子どもが、健やかに生まれ、たとえ困難に直面しても安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、子どもの自殺の実態を踏まえた適切な対策の検討、評価、検証を通じて、生きることの包括的な支援を推進するため、「子どもの自殺対策プロジェクトチーム」(以下「チーム」という。)を開催する。

なお、チームは、地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2条 チームは、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 子どもの自殺の背景及び要因の調査分析に関すること
- (2) 子どもの自殺の背景分析の結果を踏まえた子どもの自殺対策の検討に関すること
- (3) 子どもの自殺対策の取組の評価・検証に関すること
- (4) その他子どもの自殺対策の推進に関すること

(構成)

第3条 チームは、座長、座長代理及び構成員をもって構成する。

- 2 座長は知事、座長代理は教育長をもって充てる。
- 3 構成員は、次の各号に掲げる者の中から座長が依頼する。
 - (1) 精神科の医師
 - (2) 自殺対策に取り組む民間団体の支援者
 - (3) 子どもの権利擁護等に取り組む民間団体の支援者
 - (4) 子ども・若者の自立支援に取り組む民間団体の支援者
 - (5) 中学校長及び高等学校長
 - (6) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー
 - (7) 児童相談所の児童福祉の専門職員
 - (8) その他子どもの自殺の実態について精通していると認める者
- 4 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を依頼し、又は出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第4条 子どもの自殺対策に係る具体的なデータや対策の細部の調査研究、検討等を行うため、座長が必要と認める庁内関係課の実務担当職員等により、ワーキンググループを開催することができる。

- 2 ワーキンググループにおいて研究等した事項は、チームに報告するものとする。
- 3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別途定める。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。